

令和 8 年度うなぎ稚魚漁業の許可申請について

1 うなぎ稚魚漁業の許可概要

(1) 漁業時期及び採捕量の上限 (※違反した場合、特定水産動植物の採捕の禁止が適用)

ア 漁業時期

- ・令和 9 年 1 月 1 日～ 3 月 31 日

イ 採捕量の上限

- ①県内のうなぎ稚魚の採捕量の上限は内水面漁業の振興に関する法に規定するうなぎ養殖許可に基づく、県内の当該年 11 月 1 日時点におけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計と同数

600.3 kg (見込み)

- ②全国のうなぎ養殖業の池入れ数量の管理のために、国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請があったとき

国 21.7 トン

ウ 採捕停止

- ・①の上限に達すると知事が認めた又は②の要請があったとき、知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない

(2) 報告の義務 (※報告期日内の報告厳守)

- ・許可を受けた者は「採捕量」、「集荷量」、「販売量」を下記の表の期日内までに県に報告（様式 1 または電子サービス等を活用した報告）

漁業時期の期間（各月ごと）	報 告 期 日
1 日から同月 15 日まで	同月 25 日
16 日から同月末日まで	翌月 10 日

- ・許可を受けた者は「現場指導の状況」を漁業時期が終了した日から起算して 10 日（4 月 10 日）以内までに県に報告（様式 2）
- ・これらの報告は漁業法第 176 条に基づくもので、正しく報告しない場合は罰則あり（漁業法 195 条：6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金）
- ・違反があった場合は次年度の許可すべき漁業者の数の公示数を当該者の分を減らすとともに、来年度に改めて許可申請をする場合には優先して許可を受けられない（新規申請者と同一の優先順位となる）

(3) 漁業の条件（※違反した場合、特定水産動植物の採捕の禁止が適用）

- ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿に記載された者でなければならない。
- イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。
- ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。
- エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。
- オ 漁業従事者は、午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。
- カ 漁業従事者が採捕に従事するときにあっては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。
- キ 漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
- ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。
- ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。
- コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。
- サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
- シ 漁業従事者は県内の採捕量上限 600.3kg 及び全国の池入れ 21.7 トン（国からの採捕停止要請があった場合）に達すると知事が認めて、指示した日以降はうなぎ稚魚を採捕してはならない。

2 申請者の条件

- ☐①県内に住所を有する個人又は法人
- ☐②操業区域の漁業権者の同意
- ☐③操業区域に隣接する内水面漁業権者の同意

※漁業協同組合が許可を受けようとする場合

- ・組合員の書面又は電磁的方法による同意（準組合員を含む 2/3 以上）
- ・定款の変更（うなぎ稚魚漁業を自営業として行うことを記載）※特別決議が必要
- ・うなぎ稚魚漁業に従事する者の 1/3 以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者

3 申請期間

（1）令和 8 年 10 月 1 日～10 月 31 日

（2）提出先

①持参・郵送

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号

高知県漁業管理課 あて

TEL：088-821-4608

②メール

040301@ken.pref.kochi.lg.jp（高知県漁業管理課のメールアドレス）

メールの題名：「(〇〇区域) うなぎ稚魚漁業許可の申請について（申請者名）」

（3）申請書類の提出の留意点

- ・原則、提出書類は電子データでも併せて提出
- ・提出期間を過ぎてからの申請書の補正については、県が指定した期日内の提出を厳守
（期日を過ぎた場合は許可できない）

4 申請に必要な書類（□：必ず提出する書類、□▲：当てはまる場合に提出する書類）

□ 漁業許可申請書（前年度に許可を受けた者が改めて申請する場合には優先して許可）

- ・申請する漁業従事者数を記載

（上限があるため、申請した数は決定された数でないので注意）

（前年度に許可を受けた者が改めて申請する場合には優先して漁業従事者数が割当てられる ※ただし、前年度に許可された漁業従事者数を上限とする）

□▲ 申請手数料（県証紙 2,900 円分を漁業許可申請書に貼付）

- ・2 級船（K02）を使用する場合のみ（複数 2 級船を使用する場合も一律 2,900 円）

□ 集出荷体制に関する届出書（様式 3）

- ・シラスウナギの集荷又は出荷する者を記載

※許可を受けようとする者が集出荷する場合も記載

□ 集出荷者名簿（様式 4）

- ・集出荷業務に携わる者を全て記載

※許可を受けようとする者が集出荷する場合も記載

- ・許可を受ける者が身分証明書を確認し、名前、住所、生年月日を記載

□ 漁業従事者名簿（様式 6）

- ・許可を受ける者が身分証明書を確認し、名前、住所、生年月日を記載

- ・漁業従事者が漁船を使用する場合には併せて記載

（※漁船登録の新規・変更の手続きは別途行ってください。）

（※漁船登録を新規で手続き中の場合は、漁船番号が分からないため、

名簿には漁船番号以外の分かる範囲を記入していただき、

漁船番号には申請中と記載してください）

- ・漁業従事者数には上限があり、申請した従事者が全員なれるとは限らないため、優先順位が高い者を上の行から記載すること

- ・同一操業区域において複数の許可申請者の漁業従事者名簿に同一の者が記載されることがないように、注意（確認された場合には補正を求めますが、従わない場合には県でその者を削除します、県が削除した場合にその空枠は補充することを認めません）

□ うなぎ稚魚漁業の従事者標識届（様式 7）

- ・腕章、旗等（※船舶を使用する場合は旗）

- ・標識には「うなぎ稚魚漁業許可」、「許可を受けた者の氏名」、「年度」、「漁業時期」、「操業区域」、「漁業従事者の氏名」、「漁業従事者番号」を記載し、「漁業従事者の写真」を付けること（※これらが不十分であった場合には標識として認められない）

- ・標識の複写、譲渡、貸与は禁止（※漁業従事者に徹底周知すること）

- ・標識の実物を県漁業管理課に 1 部提出すること（令和 8 年 12 月 23 日までに提出）

□ 誓約書（様式 8）

- ・許可の制限措置、条件等の遵守、許可を受ける者が暴力団員等でないこと等の誓約

☐ 暴力団排除に関する誓約書（様式 9）

- ・裏面もあるので注意
- ・漁業従事者と集出荷する者が暴力団員等でないことの誓約書

☐ 漁業従事に係る確認書（様式 10）

- ・漁業従事者証は廃止されたため、漁業従事者が採捕できる時期、使用船舶、条件を確認するための書類を新たに追加（※ 携帯規定なし）。
- ・許可を受けた者は漁業従事者ごとに確認書を交付し、漁業従事者が自署した確認書の原本を保管すること。漁業従事者には確認書の複写物を渡すこと。
（※許可を受けた者が確認書を交付せずに、漁業従事者が違法採捕した場合、許可を受けた者に両罰規定となる可能性があるため、必ず交付すること）

☐ 適格性の申立書

☐ ▲操業区域の漁業協同組合の同意書

- ・操業区域に漁業権がある場合には漁業権者の同意（内水面、海面漁協）が必要
- ・同意書には、当該区域で許可された時期にうなぎ稚魚漁業を行うことに対して、同意を受けていることが分かるように記載（資料 5 の 17 ページを参照）

☐ ▲操業区域に隣接する内水面漁業協同組合の同意書

- ・操業区域とうなぎの第 5 種共同漁業権が免許されている河川が隣接する場合、当該河川の漁業権者の同意が必要
- ・同意書の書き方は上記を参照

☐ ▲漁協の推薦書

- ・漁業協同組合から推薦が得られた場合

☐ 申請者の証明書

- ・個人の場合は、本人確認書類（運転免許証等）
- ・法人の場合は、登記簿（所在地の記載があるもの）

☐ 申請者の連絡先を記載した書類

- ・連絡がとれる電話番号及びメールアドレスが記載されたもの
※提出書類の修正等について連絡をとるため

5 漁期開始までの書換交付申請について

- ・毎年 12 月上旬に許可証を交付
- ・許可証交付後、漁期開始までの間に従事者や使用船舶の変更に係る書換交付申請が散見
- ・12 月末に書換交付申請が行われた場合、1/1 に許可証を交付することが困難
- ・事務手続きの時間を考慮し、1/1 までに書換交付を受けたい場合は 12/14 までに申請